

みどりのマニフェスト

SLOW SMALL SIMPLE

もう一つの日本を作ろう！

スロー ゆったりとした生活・フェア 公正な社会・グローバル 地球規模の平和

私たちは21世紀の政治をめざしています

私たちは、みなさんに提案したいことがあります。
それは、今の日本の政治や社会、経済を変えることです。みなさんにとって、今の日本社会は人間と環境にとって良好だと思われませんか。私たちには、そうは思えません。

現在の日本社会では、企業家や資産家に対しては投資や投機を促す目的から税金が引き下げられ、逆に、一般の国民が支払う税金や社会保障負担は引きあげられています。従来は比較的平等であった日本社会でも貧富の格差が拡大し、弱者への痛みは増すばかりです。その結果として、社会不安が広がり、安全であることを誇ってきた日本社会も凶悪犯罪の増加といった現象に苦しめられています。そして、そのような「危険社会」に対処するために盗聴法、個人情報保護法、住民基本台帳ネットワーク、メディア規制、有事関連法など、国民の自由を奪い、民主主義を踏みにじる恐れのある管理強化策が推進されています。

私たちが望んだのはこんな社会だったのでしょうか。競争社会の中で将来の不安に脅えながら暮らす社会、街角を監視カメラが映し出す社会、国際的なテロに脅えてアメリカの軍事力に依存する社会。そのような社会を築くために、私たちは忙しく立ち働いてきたのでしょうか。

もちろん、私たちは、そのような社会を望んではいません。だから、私たちはみなさんに、今とは違った社会へと変えることを提案したいのです。

「変える」という言葉は多くの政治家や政党も使っています。でも、私たちが

提案する内容は、他の政党とは大きく異なっています。

どこの政党も景気回復を唱えています。私たちも、景気が回復すること自体はいいことだと思います。しかし、景気がよくなれば、それで問題は解決するのでしょうか。20世紀型の政治であれば、それでめでたし、めでたしでしょう。でも、21世紀の政治を目指す私たちは、それで問題が解決するとは思いません。

自動車を例に考えてみましょう。景気が回復し、自動車の販売台数が増え、自動車産業の業績が伸び、そこで働く人々の賃金も上昇すれば、それでいいのでしょうか。実は、そこから先が問題なのです。国内外で大量に販売された自動車は、石油を大量に消費し、排ガスを大量にまいて、世界中を走り回ります。石油は少なくなり、大気汚染もひどくなり、交通事故は増え、道路などの建設で多くの税金も費やされます。

これからの政治は、こうした点にも目を向けるべきでしょう。すると、公共交通を充実させ、資源や環境への負荷を軽くしながら、経済や雇用も安定させる方法を考えなければなりません。このように、私たちは、環境問題や資源問題を解決しながら、雇用や経済を安定化させることを提案します。

また、あくせく働き、将来の不安に脅える現代社会のあり様は、とても新しい世紀にふさわしいものとは思えません。第二次世界大戦後、日本は、GDP世界第2位という物質的に豊かな社会となりました。しかし、現実には、誰もが長い労働時間と将来への底知れない不安を抱えています。私たちの物質的な豊かさは、安心してゆったり暮らせることには、活かされていないのです。なぜ、こんな豊かな日本で、私たちは時間に追われ、生活の不安に脅えながら暮らさなければならないのでしょうか。

ヨーロッパを見てみると、多くの国で年間5週間のバカンス（有給休暇）制度が導入され、週35時間労働制が実施されている国もあります。人々は生活を楽しむために働き、人生を送っています。

つまり、経済や社会のありかたを変えれば、ゆったり、ゆっくり、人生を楽しむことは、十分に可能なのです。私たちは、日本の物質的豊かさを生活の質的な向上のために使うことを提案します。

もちろん、私たちは、自分たちだけが豊かであればいいとは考えていません。私たちは電気や水道を使う生活を当然と思っていますが、世界にはきれいな水さえも手に入らない多くの人々がいます。そして、グローバル化の進行で、世界の貧富の格差は、拡大する一方です。ですから、私たちは、日本の豊かさを貧しい国の人々と分かち合うことを望みますし、世界の不公正と貧困を改革するために日本が先頭に立つことを願っています。よって、私たちは、日本の政治が世界の貧困と紛争の解決にイニシアチブを発揮することを提案します。

そして、最後に、平和と安全保障の問題にもふれておきます。イラクに自衛隊が派遣され、憲法9条を変える動きがある今、それに口を閉ざすことはできません。私たちは、自衛隊が海を越えて派遣されることには賛成できません。そして、集団的自衛権を行使して、アメリカとともに自衛隊が海外で戦闘することを可能にするような改憲案には反対です。私たちは、国連のもとでの警察的活動などは議論の余地をもつとしても、国際平和への貢献は、基本的に武力によらない方法で行うべきだと考えています。したがって、私たちは、平和的貢献のプロフェッショナルとして、日本を世界から一目置かれる国とすることを目標として提案します。

こうした考え方を元に、本文のなかで、政治改革や公共事業など、政治や経済、社会の何をどう変えるかという具体的な問題の指摘や解決の処方箋を、私たちは提案しています。

そして、多くのみなさんが、このマニフェストをお読みくださり、日本の政治を転換しようという私たちの実験に加わってくださることを願っています。

21世紀の政治を始めるには、みなさん一人ひとりの知恵と勇気が必要だからです。

:目次:

私たちは 21 世紀の政治をめざしています	2
一人ひとりの違いと共通の思いを大切に、民主主義と人権をよみがえらせます	
1 政治を市民の手に取り戻そう	5
2 社会のすみずみまで人権を	7
3 子どもはひとりの独立した人格です	10
4 政治・社会に理想を求める教育を実現します	13
無理な成長を追い求めず、環境と調和したゆっくりとした生活に転換させます	
5 放射能や温暖化の不安から開放され、 エネルギーを賢く使う社会をつくる	16
6 ムダな公共建設事業をストップ!	19
7 ごみを燃やさず、埋め立てず	22
8 食と農はいのちの源	25
不安をまねく市場競争社会から、 安心できる公正な社会と仕組みにつくりかえます	
9 未来の人のために、借金に依存しない	28
10 財政・金融システムをつくります	32
暴力と報復の連鎖をとめる、対話と協調で平和をつくります	
11 戦争のグローバル化に対し、 世界の市民の力と連帯してグローバルな平和を目指す	35

一人ひとりの違いと 共通の思いを大切に、 民主主義と人権を よみがえらせます

〔1〕 政治を市民の手に取り戻そう

テレビのニュースを見ても、新聞を読んでも、流れてくるのは政治家の不祥事やそもそも議論になっていない国会審議ばかり。多くの人々が政治への信頼を失い、もはや期待すらしていないのも無理のない状況です。選挙のたびに投票率が下がり続けていますが、今の政治家たちは、利権の確保に追われ、問題を先送りし、将来にツケをまわすことばかり考えているのか、投票率の低下に対する危機意識を持っていないようです。

その上、二世議員や特定団体に支えられた議員が国会の多数を占め、財界は企業献金を再開し、政治家の振る舞いと市民の常識との溝が、深まる一方です。このままでは、私たちの抱えている問題や価値観の多様化を反映できない政治家がますます力を持ち、さらなる政治離れを引き起こす悪循環が、ますます拡大していくでしょう。

また、私たちの払っている税金は、官僚の裁量と族議員の既得権益を許す不透明な方法で、使い道が決められています。地方交付税や補助金によって、国の地方自治体に対するコントロールも続いています。つまり、市民の生活実感からかけ離れたところで政策が決められ、官僚にも政治家にも、税金をいくら使っても自分の腹は痛まないと言わんばかりの無責任な感覚がまかり通っているのが実態なのです。

他方、ふつうの人々は、長引く経済低迷に苦しみ、国際情勢の悪化に怯え、生活の安全と安心を脅かされています。責任を負うはずの政治家や官僚は、自分たちの既得権益の見直しをせずに、人々に痛みを押し付ける議論に夢中です。なぜ、そんな今の政治に憤りを感じている人々の声は、政治の場に届かないのでしょうか。

私たちは、こうしたひどい現状に風穴をあけ、政治を市民の手に取り戻したいと考えています。

既得権益の奪い合いに終始する「地方分権」ではなく、住民の納めた税金の

使い道に、住民自身が責任を持てる仕組み、すなわち本当の「地方主権」と「住民自治」を確立すること。多様な意見が反映される選挙制度と判断材料となる情報公開の徹底により、議員になることが目的ではなく、議員であることを手段として市民と連携する政治家を増やすこと。さまざまな経験を持った人を議会に送り、政治家に多様性を取り戻すこと。

そのためには、政治の透明性を高め、ふつうの人々が政治に参加しやすくするための仕組みづくりが必要です。

よって、私たちは次のことを提案します。

【政策】

1. 権限と財源を地方に委譲し、市民自治を確立する

- ・国から地方への財源配分について、決定根拠の公開を法で明記する。
- ・その上で、中央省庁の縮減、特殊法人、公益法人などの外郭団体の見直しと税金無駄づかいの温床となっている特別会計の廃止を検討する。
- ・補助金などによる国から地方へのコントロールを緩和し、不必要な公共事業をなくすため、義務的経費ではなく、投資的事業を中心とした財源移譲を進める。
- ・住民投票法を制定し、地域の重要課題について住民の意思表示を行いやすくする。
- ・都道府県レベルで市民行政委員会を各分野で設立し、国の独立行政機関と協力して、市民が行政を厳しく監視することによって、市民自治を強化する。

2. 政治家が市民感覚を取り戻す、ガラス張りの政治を実現する

- ・政党助成金と企業・団体献金の二重取りを改め、資金面での支援で政策を左右させないために、政党への企業・団体献金を全面禁止する。
- ・政党助成金、議員個人に給付される文書通信交通滞在費、地方議員の政務調査費などの活動費に関する使途の公開を義務付ける。
- ・年金の一元化による議員年金の廃止や報酬金額の見直しを進める。

- ・情報公開法の改正、地方における情報公開条例の制定を義務化し、判断材料となる情報を誰もが入手できるようにする。

3. 誰もが政治に参加しやすく、声の届く仕組みをつくる

- ・供託金を引き下げ、資金がなくても立候補できるようにする。
- ・立候補に際して復職制度を設け、給与所得者も立候補しやすくする。
- ・衆議院選挙を一票の格差が生じない全国比例区のみとし、参議院選挙も、一票の格差を1.5倍未満に抑えた全国10程度の地域ブロック制にする。
- ・無投票区の解消とドブ板選挙からの政策選挙への転換を図るため、地方選挙においても比例を基本とした選挙制度を検討する。
- ・選挙権・被選挙権を18歳から引き下げる。
- ・電子投票については、票の操作など不正が起きないように慎重に検討する。

〔2〕 社会のすみずみまで人権を

人権小国。

私たちは、日本の人権状況をこう認識しています。

なぜならば、日本社会が、経済成長、すなわち物質的な豊かさを社会全体で追求する余り、横並びを求め、多様性を尊重してこなかったからです。そして、人権であれ、環境であれ、社会的倫理を二の次として軽視してきました。

しかし、本当の幸せが何かを考えてみると、自らが他者から尊重され、自らも他者を尊重するということがなければ、いくら物質的な豊かさを得ても、幸せになったとは言えないでしょう。この個人が個人を相互に尊重するという姿勢こそ、人権なのです。

つまり、人権というのは、誰もが幸せを実感できる社会を創る上で、社会の基礎部分になります。だから、法律や社会制度が人々を差別し、人権を侵害するものであれば、それを積極的に改革しなければなりません。

まず、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性差）から見てみましょう。今の日本社会には、まだまだ性別によって社会的役割を分けようとする固定観念や偏見が残っています。教育行政においても、東京都を始めとして「女らし

さ」「男らしさ」を子どもたちに押し付ける傾向があります。私たちは、誰もが個人として尊重され、個性と能力を開花させられ、社会的・文化的な性差への偏見のないジェンダーフリー社会の実現を望んでいます。

また、様々な立場の人々が共に暮らしているのが、現実の社会です。したがって、人権と一口に言っても、その範囲は多岐にわたります。私たちは、例え次に具体策を明示していなくとも、社会のすみずみまで人権が保障されるよう、最大限の努力をします。

なかでも、急速に進んでいる社会の電子化は、多様性よりも統制を志向する政府の姿勢と相まって、新たな監視システムとなるのではないのでしょうか。盗聴法や住民基本台帳ネットワークなど、監視システムのインフラ整備に、断固として反対・廃止します。

そして、社会制度の中でも、もっとも密接に人権とかかわってくるのが、司法の分野です。歴史に思いをいたすとき、人権を守るための機関であるべき司法自らが、人権侵害の主体であったことは珍しくありません。私たちは、透明化と市民コントロールを進めていくことで、本来期待される役割のとおり、人権の砦となるよう司法制度を民主化します。

さて、人権は、日本に住む人々だけでなく、「世界人権宣言」(Universal Declaration of Human Rights, 1948)でも示されているように、世界中のあらゆる人々にもあまねく保障されねばなりません。

しかし、アメリカや日本のように、経済力や軍事力の強い「先進国」と呼ばれる国々は、しばしば人権を口実にして、他国、特にいわゆる「途上国」に介入します。

かつて石橋湛山(1884-1973)は、日本がヴェルサイユ講和会議に際して人種差別撤廃を主張した際、自らの差別行為を全く改めもせず、そうした主張をする権利などない、単に冷笑を買うだけだと厳しく批判しました。

私たちは、世界各地の人権侵害を改めさせ、人権を口実にしたご都合主義の介入を止めさせるためにも、日本社会における人権保障の確立を急務と考えます。

【政策】

1. あらゆる性差別をなくし、ジェンダーフリー社会を創ろう

- ・婚姻及び出生などに関する差別を解消するため、婚姻年齢を男女ともに18歳

とし、選択的夫婦別姓制度を導入し、再婚禁止期間を廃止し、離婚時の財産分与を原則2分の1と明記し、非嫡出子に対する差別を廃止するなど、民法を改正する。

- ・女性に対する身体的・精神的・性的暴力をなくすため、接近禁止命令の半年以上への延長、加害者への公的更生プログラムの確立など、DV防止法を改正する。
- ・職場及び学校におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、法律で禁止し、被害を受けずに働き学ぶ権利を規定し、迅速で実効性のある公的救済機関を設ける。
- ・社会的・文化的な性差への偏見をなくすため、ジェンダーフリー教育を進めるとともに、公務員へのジェンダーフリー研修を実施する。
- ・国内での外国人女性に対する人身売買、性的搾取をなくすため、被害者への救済制度を整えるとともに、雇用主やブローカーの罪を厳罰化する。
- ・性的少数者（ゲイ・レズビアン・インターセックス・性同一性障害等）を有する人々が雇用や社会保障など生活全般において不利益・差別を受けることがないように、戸籍変更をより容易にするなど、一層の法整備を進める。

2. 社会の多様性と人権を広げよう

- ・すでに批准している人種差別禁止条約に基づき、差別行為を禁止するための法律を制定するとともに、法務省から独立した差別被害の救済制度をつくる。
- ・アイヌ民族について、先住権、自決権、先住自治特区、過去の日本政府の行為についての損害補償などを定めた基本法（アイヌ民族基本法・仮称）を制定する。
- ・在日韓国・朝鮮・台湾人などの定住外国人について、参政権及び公務就業権を認めるなど、日本国民と同等の権利を確立するとともに、外国人登録証の常時携帯義務や再入国許可制度など、不利益的な施策を撤廃する。
- ・盗聴法（通信傍受法）、個人情報保護法、住民基本台帳ネットワーク、公安調

査庁など、人々の監視につながる監視立法、社会制度、政府機関を廃止する。

3. 司法・警察にも民主主義を持ち込もう

- ・ 裁判官の人事について、裁判所・検察・法務省の間での異動（判検交流）を廃止し、すべての裁判官を10年の任期で弁護士から採用する法曹一元制度を導入する。
- ・ 行政訴訟（政府や地方自治体に対する住民訴訟）を手始めに、有権者から選ばれた陪審員による陪審制度を導入する。
- ・ 行政訴訟について、原告適格を住民・NGOなどに広げる。行政機関に対しては、文書の提出義務と訴訟期間中の行政執行（ダム建設など）の原則停止を定める。
- ・ 犯罪被害者に対しての一層手厚い支援制度を早急に整える一方、すでに批准している拷問禁止条約（残虐な刑罰を禁止）に基づき、死刑を廃止する。
- ・ 警察の犯罪検挙率を向上させるため、市民監視部門（公安部局）を大幅に縮小し、その人員・予算を犯罪捜査部門（刑事部局）に振り向ける。
- ・ 情報公開の拡大と外部監査機関の設置により、警察の裏金づくりを一掃する。

【3】子どもはひとりの独立した人格です

現代社会のなかで、誰もが大きな問題を抱え、生きにくくなっていると、様々に語られています。その中でも、良くも悪くも最も社会の影響を受けるのが「子ども」です。なぜならば、子どもはまだ幼く十分に自立が出来ないために、大人が用意した環境でしか生きられないからです。私たちがどのような社会を目指すのかという際に、どのような人を育てようとするかがとりわけ重要となるのは、この一点に尽きます。

私たちは、「子ども」をどのように捉え、子どもたちに何を期待するのか。そのために、どういった社会のルールを作るべきか、しっかり考えて政策として提案していきたいと考えています。

そもそも「子ども」とは、何でしょうか？

漢字の「子供」から平仮名の「子ども」へ、単に表現の問題ではなく、非常に意識的な転換がありました。家族や親の従属物としての「子供」観から、「ひとりの独立した人格」として、その尊厳と人権を最大限尊重しようとする考え方への転換です。

子どもは、親を選べません。どのような状況で生まれたとしても、子ども自身が育つためのあらゆる権利を保障し、最も良い環境を社会が備え、子どもひとり一人に提供する義務が、大人と社会にはあります。したがって、「権利ばかり主張して義務を知らない」としばしば言われるように、子どもが我がままだという論には賛成できません。子どもには権利はあるが、義務はないと考えるからです。もちろん、大人になる過程で、社会の一員としてのルールやそこに存在する義務を教えなければならないことは当然です。しかし、「子ども」に当然あるべき権利を踏みにじり、まだその任に耐えない義務を負わすことはするべきではありません。

このようなことを定めた「子どもの権利条約」は、1989年の国連総会において満場一致で採択されました。子どもの権利や保護が書かれた第一部四十一本の条文と、国や国連の義務が書かれた第二部一三本の条文、計五十四条で成り立っています。(注：子どもの権利条約では、「子ども」を18歳未満と規定しています)

日本は1994年によりやく締結したために、まだまだ必要な法整備が遅れています。そこで、私たちは、条約に沿った次の基本方針に則って、子どもが自ら育つために必要な政策を進めます。

- (1) **差別の禁止**……単に法律上の差別をなくすだけでなく、現実に行われている慣行等全てが差別的でないことが重要です。
- (2) **子どもの最善の利益**……子どもの関わる全ての活動において、子どもにとって可能な限り優れた決着がみられなくてはなりません。行政・司法・立法の機関はもちろん、私的な機関であろうと全てに当てはまる原則です。
- (3) **子どもの参加と自己決定する権利**……子どもが自分の意見を表明し、それが自分の人生に対して十分な影響力を持つという実感を持つこと。子どもの参加と自己決定は家族、学校、地域社会のそれぞれのレベルで実現されなければなりません。
- (4) **子どもの生存と発達に関する権利**……単に子どもが生きていくための生活レベルの保障に留まらず、子どもが自らの人格を全面的に発達させられるようにすることです。

【政策】

- ・ 全都道府県、市町村レベルで「子どもの権利条例」策定を義務付ける。
- ・ 子どもの権利条例に基づいて、「子どもの権利委員会」を設置する。
- ・ 民法を改正し、嫡出子・非嫡出子の差別的な扱いを是正する。
- ・ 子どもが保護者の状況に規定されることなくその成長が十分に保障されるために、高齢者の年金と同様の考えに基づき子どもに生活資金を支給する。
- ・ 児童福祉法、児童虐待防止法を子どもの視点から安全安心な生活権を保障するものにする。
- ・ 平等で選択性ある教育を保障するために、公私立を問わず子どもが選択できる学校制度を確立する。
- ・ 外国籍の子どもが教育を受ける権利において、差別的にならないよう制度を改正する。
- ・ 18才までの子どもの教育を無償化する。
- ・ 18才以上の教育を受ける権利を保障するために奨学金制度を充実し、生活費貸与制度を創設する。
- ・ 行政措置や裁判所の判断に際して、必ず当事者である子どもの意見をきく（聴聞権の保障）。
- ・ 社会のあらゆる場での決定過程・システムに子ども自身の参加と自己決定の権利を保障する。
- ・ 社会のあらゆる情報に自由にアクセスできるように、全国に図書館を拡充する。
- ・ 障害児には「特別なニーズ」に基づき、「特別なケアの権利」を認めて、その個人の文化的および精神的発達を達成することを支援する。

- ・子どもの健康発達を保障するために、医療費の無償化を18歳までとする。
- ・子どもが「文化・芸術」に親しむために、美術館、博物館、観劇を無償化する。
- ・子どもがいきいきと遊び、自然と共生できるために、その機会と場所を保障する。
- ・子どもの側にたった司法制度にするために少年司法における法律扶助事業の拡充。

〔4〕政治・社会に理想を求める教育を実現します

日本の教育予算は、義務教育から大学、職業教育に至るまで無料であるドイツや北欧諸国に比較しても、決して少なくありません。それにもかかわらず、家庭の教育費支出は年々増大しており、教育を受ける機会均等の権利が損なわれています。また、一クラスの生徒人数もドイツや北欧諸国では18人ほどの少人数であるのに対して、40名近いクラス編成です。

この原因は、教育予算の大半がインフラ整備に配分され、世界一高額な校舎や体育館などハコモノ建設に使用されているからです。

また、教員の数が多いにもかかわらず、管理教育の徹底によって学校自体が官僚化し、教員の勤務時間の半分以上が雑務事務に追われ、サービス残業の多さによって授業研究時間の不足も指摘されています。しかも教員の4分の1は管理職となり、生徒を教えることもありません。

このような管理教育は、学校自体を官僚化させると同時に、競争教育によって教員や子どもの活力を奪い、ますます社会に理想を求めない子どもを育成していると言えるでしょう。

その結果、若い人々の多くは、政治や社会に理想を求めることを諦めており、自分たちの未来が喰い尽くされていく社会に対しても、抗議する力を失っています。

戦後の日本の教育では、「教育基本法」で教育の理念と理想を掲げ、学習も現場の教員の創意工夫に任せ、常に社会へ理想を求めていました。特に、文部省が民主教育の理想を追求し、新制高校の選抜試験に対しても、「やむを得ない害悪であり、施設が増設されれば選抜試験を再考する」と文章で約束してい

たことは、注目すべきことです。

しかし、入学選抜や学校間の格差を求めない健全な市民育成を目標とする教育基本法も、産業の発展が最優先されることによってねじ曲げられていきました。すなわち、教員は勤務評定により管理され、子どもは61年の学力テストの全国一斉実施を皮切りに、能力主義という競争原理によって序列化され、学校間の格差も増大されていき、現在では競争教育こそが公平で、民主的であると言われる程に変質しています。

そこでは、小学校から高校にいたるまで、授業で政治や社会の問題を取上げることがタブー視され、競争教育によってひたすら専門エリートを育成することが求められています。もちろん政治や社会問題を授業で取り上げる教員がいなくなったわけではありませんが、管理教育が徹底されているなかでは、「日の丸」や「君が代」問題に見られるように、教員への様々な圧力が増えています。

このような教育は、政治や社会問題に批判力を養うことを求めている欧米先進国の教育から見れば、全体主義国家、もしくは政情の安定していない国家の教育と言っても過言ではありません。

みどりの会議は、現在の社会、政治、経済を変えていくために、若い人々が政治・社会に理想を求める教育を実現していきます。

【政策】

1. 「教育基本法」の理念実現による健全な市民育成

ドイツの教育では、60年代初めより子どもの体験を尊重する事実授業が始められ、森や川の公害現場での学習によって、子どもたちの関心を環境問題や社会問題に向けていきました。それは現在の社会や理科の授業にも受け継がれ、単に現場で調査するだけでなく、子どもに解決策を求め、教科書の巻末には問題に取り組む市民団体の連絡先を載せていることも珍しくありません。

歴史の授業では、ナチス政権を学ぶことに多くの時間が取られており、強制収容所の見学や多様な資料を読むことが子どもに課せられており、討論形式で国家の過去の過ちを真剣に学ぶことが求められています。

またフィンランドの教育では、6歳からの9年間の義務教育で、国語や社会科にメディア教育が導入されています。このメディア教育では、氾濫するメディアの意図を教員とともに考えることで、情報の価値判断ができる市民の育成を目標としています。

メディア教育での批判力の要請は、若い人々に政治や社会問題への関心を高めると同時に、常に社会の理想を求めているからです。

このような教育で育つ若い人々は、常に社会に理想を求めていることから、社会を変革する大きな力となっていることも確かです。

例えば、97年末のドイツでは、選抜試験や授業料導入などの競争原理を求める大学改革に対して、抗議する学生運動がドイツ全土に波及していき、翌年の連邦選挙で連帯を求める「赤と緑」の連立政権を誕生させたと言っても過言ではありません。

- ・現在の総合学習を発展させ、社会、政治への関心を高め、批判力を養う教育によって、社会に理想を求める市民を育成していく。
- ・情報の価値判断ができるように、メディア教育を導入する。
- ・管理教育を必要最小限に縮小し、子どもと教員に対する日の丸掲揚、君が代斉唱の強制などを廃止する。
- ・欧州型の地域クラブ方式を採用し、地域のあらゆる場でスポーツ活動や文化教育活動を通して子どもの自発性を育成していく。

2. 教育の現場への委譲

例えば、フィンランドの教育では、学習指導要領が履修項目の記述にとどめられ、履修期間も具体的な指導方法もすべて現場の教員、子どもの保護者に一任されています。しかもカリキュラムなどの決定権が現場に委譲されているだけでなく、教員の責任も成果の情報公開によって、子どもの保護者などによって求められるシステムが築かれています。そのような現場中心の教育は、すでに成果を発揮しており、OECDの国際的な学力調査でも思考力の部門で世界一に輝いています。

- ・学習指導要綱は履修項目の記述にとどめ、履修期間や具体的な指導方法が現場の教員や子どもの保護者によって決定できる創意工夫の教育を実現する。
- ・教育の成果はガラス張りに情報公開し、教員と子どもの保護者が協力して、よい意味で他校及びほかのクラスと競い合っていくシステムを構築していく。
- ・すべての教員が定年直前まで教えられることを最優先し、教員の勤務時間の大半を授業研究も含めて教える時間に割り当てられるよう改善し、25人学級を実現する。

3. 教育の無料化実現

日本の教育予算は現在でも決して少なくありません。児童一人あたりの支出額は、2000年のOECDの調べによると、日本は5668ドルもあり、義務教育から大学、職業教育に至るまで無料であるフィンランドの5093ドルやドイツの5955ドルと較べても見劣りするものではありません。

- ・校舎や体育館などの世界一高額な施設建設、教えない管理職教員と管理教育の雑務に追われる教員への人件費、予算を単年度で使い切らなくてはならない制度によって購入される不必要な教材や機材の山、といった日本特有の巨額な浪費をなくし、家庭に負担のかからない教育を実現していく。
- ・教育予算を現在のGDP比3%半ばからEU水準の5%へ増大させ、教育の無料化を実現させている多くのEU諸国にならい、日本でも10年後に教育費の無料化を実現する。

無理な成長を追い求めず、 環境と調和した ゆっくりとした生活に 転換させます

[5] 放射能や温暖化の不安から解放され、 エネルギーを賢く使う社会をつくる

原発では増えつづけるCO2を減らせない

1970年代の「石油ショック」後の日本企業や日本製品は、省エネの優等生として世界的に知られていました。しかし、1986年の「逆石油ショック」で原油価格が暴落すると、日本企業はそれまでの努力をやめてしまい、バブル期になると日本のエネルギー利用効率は逆に悪くなってしまいました。そして、バブル崩壊後の不況のいま、日本企業は生き残りに必死、政府も景気最優先で、省エネは二の次、三の次という状態です。その結果、日本のエネルギー消費は

増えつづけ、地球温暖化防止条約の京都議定書で決まったCO2排出6%削減も、このままではどうも守れそうにもありません。

日本は現在、CO2を減らすためにはどうしても原子力に頼らざるを得ないとして、原発と核燃料サイクルの推進をエネルギー政策の中心に据えています。しかし、原子力には事故や廃棄物による放射能汚染の脅威がつきまといまいます。「南北」の対立が露わになりつつある今日、新たな戦争形態ともいえるテロの標的として原子力施設が狙われる恐れも高まっています。他方、エネルギー技術の進歩とともに複合サイクルガスタービン、コージェネ（熱電併給）、風力タービン、燃料電池など、原発よりも安く、柔軟で安全なエネルギー源が次つぎに登場しています。電力市場の自由化とともに激化する価格競争のなかで、すでに時代遅れになった原子力を無理に続けようとする、安全性を犠牲にしてコストを抑えたり、廃炉や放射性廃棄物の処理、テロ対策にかかる莫大な費用を税金で負担させるなど、私たち国民や日本経済全体の利益に反する歪みが出てきます。

エネルギーの選択が社会を変える

地球温暖化と放射能という、私たちの未来を閉ざす問題を解決するためには、

- (1) まず現存する放射能の危険をできる限り減らす一方、
- (2) エネルギーの利用効率を高めて消費量を減らし、
- (3) 必要なエネルギーの供給をCO2や放射能を出さない自然エネルギーに置き換えて行くこと

が必要です。どんなエネルギー需給体制を選ぶかで、私たちの日常生活から経済、国際関係までが大きく変わってきます。エネルギー利用効率の改善や自然エネルギーは「純国産エネルギー」です。枯渇を心配したり、供給を確保するために外国に（軍事）介入したり、テロに怯えることもないため、安全保障の面でも最も優れたオプションといえます。雇用創出効果も原子力の数倍あるといわれています。何よりも、私たちの未来に希望を与え、元気にしてくれます。

供給量や価格だけでなく、様々な省エネオプションやエネルギー供給オプションのもつ環境・雇用・安全保障など他の領域への効果、社会的受容性なども総合的に評価し、客観的にみて最適なオプションを民主的に選択できる制度を作ることが必要です。そのためには、現在日本のエネルギー政策を決めている「総合資源エネルギー調査会」の改革が不可欠です。

【政策】

1. 放射能の危険を減らし、脱原発に向けて踏みだそう

- ・東海大地震の想定震源域にある浜岡原発は、即座に運転を停止させる。
- ・上関原発、泊3号機など、建設中・計画中の原発建設を中止する。
- ・運転開始から30年以上経過した原発を閉鎖し、遅くとも2030年代初めには全原発の廃止（脱原発）を実現する。
- ・高速増殖炉もんじゅ、六ヶ所村再処理工場など核燃料サイクル事業を全面中止する。
- ・最近、高浜、玄海、伊方の各原発で計画が再浮上しているプルサーマル（MOX）計画は、全面中止する。既存のプルトニウムは、核兵器への転用や核ジャックを防止するため、高レベル廃棄物に混ぜ、放射性廃棄物として厳重に貯蔵・管理する。
- ・使用済核燃料を各原発サイトで暫定貯蔵するとともに、最終直接貯蔵に向けた民主的議論と安全管理の技術開発を推進する。
- ・行政に依存した原子力安全委員会と原子力安全・保安院を廃止するとともに、民主的な手続きで選ばれるNGO代表、専門家等から成る独立の「原子力安全監視委員会」を創設し、設置・運転許認可権や立入調査、運転停止命令など十分な権限と能力を持たせる。
- ・放射能汚染という重要な環境問題で当の環境担当行政が蚊帳の外に置かれている異常な現状を是正するため、他の先進国同様、原子力の監督官庁に環境省を含める。

2. エネルギーの利用効率を高めて消費量を減らそう

- ・エネルギーを多く使うほど損をし、少なく使うほど得をする制度をつくる（エネルギー税／環境税、大口向け累進料金制度、省エネ投資・省エネ機器への支援の大幅拡大など）。

- ・企業などの省エネを代行し、節約した光熱費から収入を得る「省エネ事業者（ESCO）」を支援し、拡大する。
- ・自動車、住宅、家電など商品の省エネ基準を強化し、各商品のエネルギー消費量、光熱費、ライフサイクルアセスメント（LCA）にもとづく環境影響などを消費者に明示して賢い選択を促す「エコ・ラベリング」を徹底させる。
- ・旅客輸送を公共交通と自転車、徒歩中心に移行する。具体的には、公共交通への支援を大幅拡大、パーク&ライド、環境定期券、自動車道路を路面電車（LRT）、自転車道路、緑道に転換。自転車登録制度や共有自転車制度、公共輸送への自転車持ち込み、使いやすい無料駐輪場整備などによる「自転車公害」解消など。
- ・貨物輸送のムダを減らし、農産物や工業製品の「地産地消」を奨励して物流の必要を減らすとともに、トラック輸送を船舶など環境破壊の少ない交通機関に移行する。
- ・エネルギーの利用効率化を推進するNGO/NPOを支援する。

3. 自然エネルギーを普及させよう

- ・電力会社に自然エネルギーでつくった電力の買取りを義務づける。
- ・とくに農林業の活性化と連動したバイオマス・エネルギーの開発を推進する。
- ・企業や個人による自然エネルギー導入への支援を大幅に拡大する。
- ・自然エネルギーの研究開発を大幅に拡大する。
- ・自然エネルギーを推進するNGO/NPOを支援する。

[6] ムダな公共建設事業をストップ！

大型・国直轄・自己目的の公共建設事業から 小規模・地域・合意の事業へ

新規・大規模の公共建設事業が多すぎる

本来「公共事業」とは、福祉までも含めた「公」的な仕事のはずです。しかし、日本の場合はヨーロッパなどと比べて、「社会保障」に対して「建設事業」が過大

となっています。減ったとはいえ2004年度でも50兆円にのぼっています。こうした公共建設事業費がGDPに占める割合は、アメリカ・イギリス・フランスの平均に比べて倍以上と、異常な依存度です。

また、建設事業が利権の巢となっているために、本来市民が必要とする生活道路や耐震対策・維持補修などの必要事業を削ってまでも、ダムや高速道路などの新規・大規模事業に予算が注がれています。補助金や地方交付税によって、地方自治体への単独公共建設事業が誘導され、日本はまさしく「土建国家」の道を歩んでいます。さらに不幸なことは、公共事業費の増大にもかかわらず、大型公共建設事業への初期投資はすでに終わっているため、景気浮揚につながっていないことです。

つまり、こうした事業は、建設後の効果や環境に対する悪影響よりも、事業をすること自体が目的化しているのです。市民の異議申し立てを「環境よりも経済成長」と押しつぶし、談合状態の審議会で一方向的に決定して実行する手法は、民主主義に逆行するものです。その結果、瀬戸内海など自然の浜は壊滅状態となり、川はダムで寸断され、人々が大切に受け継いできた日本の豊かな自然風景は、みるも無惨な姿となっています。

大型公共建設事業を止める先頭に「みどりの会議」

みどりの会議は、中村敦夫代表委員を先頭に、全国を飛び回り、無駄な公共建設事業への反対運動を支援してきました。川辺川ダム、徳山ダム、山鳥坂ダム、吉野川河口堰、神戸空港など、公共事業は全国のいたるところで問題を引き起こしています。脱成長の理念を持ち、従来の保守・革新の枠を超えて活動を広げるみどりの会議が、大型公共事業を止める先頭に立っていきます。

建設業の転換を進め、土建国ニッポンと決別！

現在、建設関係に従事している人々は、約600万人。これらの人々をゆるやかに産業転換させることが課題となっています。それには、公共事業を縮小し、産業分野を再編するための見取り図が必要です。まず、徹底した見直しを行うこと、基本的に新規事業を行わないこと、じっくりと市民合意を経て厳選した事業と補修のみを実施することなどが重要です。

また、予算額を減少させる一方、経済効果を高めるための仕組みづくりも必要です。そのためには、財源と決定権を地方に委譲し、価格だけでなく環境・雇用も重視した総合入札方式を導入しなければなりません。このことにより、大都市の大企業よりも、中小・零細の地元企業に発注が増え、地域内でお金が回るようになります。つまり、地域再生につながる公共事業のあり方です。土建国ニッポンと決別し、住民・地域・環境・財政にやさしい国に、設計図を書き

換えましょう。

【政策】

1. 公共建設事業を徹底的に見直し、5兆円（本予算ベース）を削減する

- ・国直轄事業のうち次のものは中止する。川辺川ダム、徳山ダム、八ッ場ダム、山鳥坂ダム、思川開発、吉野川可動堰、諫早干拓、泡瀬干潟埋立、大規模林道。
- ・上記をのぞく国の直轄事業と補助事業（静岡空港、内海ダムなど）のうち、事業費100億円以上のもの全てを5年間凍結し、住民参加で見直す。
- ・見直し期間の公共事業は、生活関連施設の建設、既存施設の補修・撤去、災害復旧のみに限定する。堅実な財政見直しをもとにして、総合計画をはじめとした各種計画をすべて「建設業減量」の観点から見直す。見直しは市民に雇用された専門家によって行う。
- ・公共建設事業の実施機関である独立行政法人の水資源機構と緑資源機構は廃止する。

2. 公共事業のシステムを根本から変えよう

- ・国土交通省を廃止し、公共建設事業を原則として地方自治体の自治事務とする。
 - ・北海道と沖縄県は、北海道開発局と沖縄総合事務局を廃止の上、権限と財源（税源）をそれぞれ移管する。
 - ・官・民を問わず、公共建設事業について、計画段階からの住民参加ルールをつくる。具体的には、規模に応じ、地域住民の一定割合の参加要件のある説明会において一定数以上の合意が必要としたルールづくり。
- 地方において、自治体独自の条例によって民間事業建設を規制することを認める。
- ・必要性について意見の大きく分かれる事業は、住民の求めにより住民投票で可否を決定。
 - ・日本の沿岸のすべてについて、原則として新規の埋め立てを禁止する。特に、

唯一海の環境法である瀬戸内法を改正し、厳しい規制を設ける。

3. 産業の転換を進め、土建国ニッポンと決別！

- ・建設労働者の半数（300万人）を10年かけて他業種に転換する。その間、不要になったダムや道路などを撤去する公共事業や森林整備事業を実施し、社会保障関係の新規事業を実施して失業者を増加させないようにする。
- ・大規模・新規建設事業から、地域・既存修繕の事業へ建設後の事業評価導入。
- ・総合評価入札制度により価格だけでなく環境・雇用・社会的公正・地域振興の観点の導入。
- ・入札・談合の厳罰化入札妨害罪の時効（3年）を延長。

〔7〕ごみは燃やさず、埋め立てず、 循環型社会への設計図を作ろう

「焼却主義」の新技术はことごとく失敗

日本のごみ政策は「焼却主義」という根本的な過ちから出発しています。市民の間で高まっている環境問題への意識は、焼却主義にゆがんだ形で利用され、新技术による焼却施設建設が各地で進められ、予算が投入されています。ダイオキシン対策と称する「ガス化熔融炉」、ごみ再利用と称する「RDF発電」、埋立地 延命と称する「灰熔融、スラグ化」、廃熱利用と称する「ごみ発電」などの新技术は、事故の多発やコスト高、新たな汚染の発生のため、ことごとく失敗しています。日本には、海外の一般廃棄物焼却炉すべてをあわせた数の数倍にのぼる1700基以上の一般廃棄物焼却炉が存在します。資源を無駄にし、財政的にも無駄なこの「焼却主義」とは違う、ごみ政策が求められています。

もう1つの社会はごみゼロ（ゼロウェイスト）社会

海外では焼却炉に頼らず、しかも埋め立て処分からの脱却を目指そうという活動が始まり、すでに最終処分量50～70%の減量に成功しているところもあります。日本でも、国の誤った施策に対し、地方や市民が新しい理念を形にしようと努力しています。例えば、徳島県勝浦郡上勝町では「ゼロウェイスト宣言」を掲げ、住民ぐるみで取り組みをはじめています。具体的には、ごみの

発生抑制、分別回収の徹底の努力と制度化です。こうした先進ごみ施策は、すべて地方自治体 が先行して進めています。求められているのは、こうした地方や市民の努力を国が制度化し、支援することなのです。

逆行する国の制度、誘導政策

しかし、国のごみ政策は、大量生産・大量消費社会、焼却・埋立主義に引きずられ、経済効率が最優先となっています。

典型的な例が二つあります。一つは、焼却施設に大規模な補助金をばらまく一方、リサイクルの責任を企業でなく地方や市民に押し付けていることです。容器包装リサイクル法などの法律的枠組みは、すべて企業の責任を不明確にしておき、生産者責任が不明確です。

二つ目は、廃棄物処理法や廃棄物処理場建設にまつわる安易な現状追認と規制緩和です。「発生するものはどこかで処理しなくてはいけない」として現状追認をしてきた結果、産業廃棄物の発生に処理量が追いついていません。その結果、処理場建設をめぐる紛争は全国で800件以上も起きています。そして、建設場所は、地方に押し付けられ、暴力団などの闇勢力が暗躍する場となっています。

その上、補助金誘導で広域・大規模化して無駄 になっている一般廃棄物焼却施設を活用するため、産廃を自治体の焼却炉でも燃やせる「あわせ産廃」制度を、環境省は無原則に拡大しようとしています。また、「ダイオキシンは問題がない」という誤った主張をする業界などもあり、ダイオキシン規制の流れが逆行させられる可能性もあるのです。

国の役割は、設計図・ルールづくりとその運用

国の本来の役割は「ごみ政策の設計図を書き、ルールを決め、ルールを破るものには厳罰をもってあたり、ルールを守らせる」ことのはずです。本来の役割を放棄し、逆行する国の政策を変えねばなりません。ドイツなどのヨーロッパではすでに実現している「もう一つのごみ政策」を日本でもつくりあげましょう。

【政策】

- 1. ごみゼロ社会（ゼロウェイスト）のための循環型社会の設計図を完備する**
 - ・生産段階からごみと有害物質を減らす「発生抑制」を基本にする。リサイクルよりリデュース（減量）・リユース（再利用）を優先させる循環型社会の設計図を作る。

- ・焼却主義からの脱却を図るため、「生ごみの堆肥化への補助金増額」「焼却炉建設補助金の段階的廃止」を行う。
- ・「容器包装リサイクル法」を改正し、ごみ処理費用を企業責任にする「拡大生産者責任」の考えを導入する。具体的には、ごみ処理価格を製品価格に含める仕組みをつくる。例えば、容器課徴金・デポジット制度導入などの経済システムを導入する。
- ・環境に有害な企業に投資しない責務（拡大投資者責任）を確立する。具体的には、公平な企業の環境評価規準を設け、政府からのお金の流れをまず規制する。
- ・有毒重金属には、表示義務と環境税（有毒物質税）をかけて、使用を適正化させる。
- ・ダイオキシンの発生源（塩化ビニルなど）は、使用と処理を規制させる。

2. 環境・ごみ問題に関しては厳しいルールづくりをして守らせる

- ・国の役割は市民・議会と十分な合意をして、「〇〇してはいけない」という最低限の共通ルールをつくること。環境・ごみに関しては厳しいルールを作って守らせる。
- ・ダイオキシン規制法を改正し、ヨーロッパ基準と同等にする。具体的には、大気中の規制基準を一立方メートルあたり0.1ナノグラムに規正法施行規則を改定し、試料採取の手順の厳格化や判定基準変更をすること。
- ・焼却場建設や産業廃棄物処分場建設に際しては、規制を遵守させるルールを作る。具体的には、建設時に地元自治体住民が一定数以上入る審議会設置を義務づける。建設の説明会の際、対象地元住民の一定割合の参加と合意手続きを法制化する。運営にあたり、定期的に強制的立ち入り権限を持つ監視委員会を義務づける。事故に関する職員の内部告発を保護する法体系を整備する。
- ・環境・安全規制の遵守をチェックする独立行政委員会（環境監視委員会）を国に設ける。そこでは、建設にあたり開催された審議会・説明会の不服申し立て審議権を与える。事故や不正に関する調査権限と勧告権を法的に整備す

る。

- ・地方自治体の条例による規制強化により、闇の勢力への活動を抑制する。「上乗せ」規制を認め、産廃Gメンなどモデル条例案を提案する。

【8】食と農はいのちの源

3つのK。これが、食と農を考えるとときに欠かせない視点ではないでしょうか。

最初のKは〈健康〉。普段食べている物は、心身の健康に役立っているのでしょうか。健康的な食習慣なののでしょうか。食べ物の作り手は、健康を損なっていないのでしょうか。

二番目のKは〈環境〉。食べ物を作るとき、農薬や化学肥料で環境を汚染していないのでしょうか。作るとき、運ぶときに、石油や電気などを大量に使っていないのでしょうか。

最後のKは〈関係〉。食べ物を作る人、運ぶ人、売る人、食べる人の関係は、疎遠になっていないのでしょうか。都市が、農山漁村から人も資源も奪いつづけていないのでしょうか。食べ物を輸入するとき、相手国の人々の健康や環境に悪影響を与えていないのでしょうか。

これら3つのKという視点から、食と農の問題について、解決の方向性を探ります。

<健康>

今、遺伝子組み換え技術や化学物質を利用した新しい食品が、どんどんと開発されています。これらは果たして安全なのでしょうか。このような心配に応えるためには、安全が立証されない限りOKとしない原則（予防原則）に基づく厳しい規制と審査が必要です。

なお、遺伝子組み換え技術は、種子や生態系の遺伝子レベルの汚染（組み換え種子の自然増殖）も引き起こします。汚染回復は極度に難しく、栽培を規制しなければなりません。

また、食習慣の変化やストレスに起因する、がん、糖尿病、心臓病などの生活習慣病が広がっています（死亡原因の約3分の2）。健康的な食習慣の定着も課題です。

<環境>

主に石油から造られる農薬や化学肥料は、土や川を通して周辺環境に化学

物質をまき散らします。作り手や食べ手の健康に悪影響を与えることもあります。また、生産・輸送過程でも、多量のガソリンや電気を使用しています。だから、できる限り農薬や化学肥料に頼らない農業（林業・水産業も）に変え、地産地消・旬産旬消の原則に立ち返り、エネルギー消費を抑えていかなければなりません。

<関係>

農業人口が減り、食べ物の作り手と食べ手の関係が薄くなっています。都市と農山漁村の関係も、人口の都市集中が進み、農山漁村の過疎化が深刻となっています。誰もが食べ物を自ら作り、食べる生活を営む権利（自給権）確立を目指すなかで、展望を切り拓きます。また、広葉樹林を中心とした森林の再生も欠かせません。

また、食料自給率40%の日本は、多くの食料を海外から輸入しています。食料を少しでも安く海外から買おうとすれば、環境破壊や人権侵害にも目をつぶることになります。また、食料の国際価格が上昇し、貧しい人々を圧迫します。食料自給率を高めるとともに、暴走するグローバリゼーションに歯止めをかける必要があるのです。

私たちは、こうした政策転換によって、3つのKを大きく変化させたいと考えます。

食卓には、自らの田畑や地域で、農薬などを使わずに作った旬の食材がならび、ときどき田畑の手入れもします。同じような生活が、海外、特に「途上国」と呼ばれる国々でも共有され、飢えに苦しむ人々もいなくなります。

近い将来、このような世界を創りたい、その第一歩として次の政策をまとめました。

【政策】

1. 生産の効率性よりも食の安全と健康を優先させよう

- ・ 遺伝子組み換え作物と食品について、安全性が立証されていないため、また生態系汚染を未然に防ぐため、輸入・製造・販売・栽培を国内で禁止する。
- ・ 添加物、成長ホルモン、ポストハーベスト農薬、放射線照射などを用いた食品について、安全規制を強化するとともに、表示を義務づける。国際食品規格は、最低基準とし、各国が独自に厳しい規制を上乗せできるよう、WTOルールを見直す。

- ・食品及び医薬品の安全審査・規制行政について、政治介入を防ぐために業界行政から分離し、独立行政委員会（食品医薬品安全委員会・仮称）に一元化する。委員には必ず消費者代表を入れる。地方自治体による規制・チェック上乗せも奨励する。
- ・学校給食は、自治体直営で完全米飯・自校方式を基本とし、健康的な食習慣を普及させる。また、学校給食及び官公署での食材は、地域産を中心とし、国内での地産地消を促す。

2. 環境に負荷をかけない農林水産業を創造しよう

- ・農薬や化学肥料に依存しない安全な食べ物を農家と消費者で分かち合うため、土づくり期間の所得保障や農法普及・研究など、有機農業への転換支援を定めた基本法（有機農業基本法・仮称）を制定する。一方、農薬の空中散布は中止する。
- ・他産業から農業への参入者を増やすため、農家への所得保障政策を実施する。その際、有機農家及び山間地農家（棚田など）については、環境保全に役立っているとの観点から、所得保障を上乗せする。
- ・個人の農地利用・保有規制を緩和し、農業に携わりやすくすることで、大規模農家に対してと同様に、給与所得者の兼業農家化や自給農家化を奨励する。一方、企業の農地保有は禁止する。また、優良農地・都市農業の保全を進める。
- ・農業政策、特に土地改良事業については、地方自治体を中心となるよう、農林水産省の地方農政局と地方事務所を廃止し、地方自治体に権限・財源・人材を移管する。
- ・森林政策は、国有林・民有林ともに環境保全を基本とする。林野庁は、国有林とともに環境省へ移管して森林保全庁（仮称）とし、国有林の保全・手入れをその主業務とする。特に、保安林・自然維持林・ブナ林については、全面的に保護する。
- ・水産政策は、これまでの遠洋漁業重視から内水面及び沿岸漁業の重視に転換する。そうした観点から、またこれまでの開発優先行政への反省から、漁業権（入会権）について、その権利を法律で明確化する。乱獲に対しても、漁

獲規制を実施するとともに、海洋・森林などの環境保全により漁業資源を回復する。

- ・農業高校と水産高校を農林漁業者の技能習得・継承のための拠点とする。

3. 海外でも地産地消・旬産旬消を広げよう

- ・海外、特に「途上国」と呼ばれる国々における人権侵害や環境破壊を助長しないため、合法的に生産されたことの証明されない農林水産物は、すべて輸入禁止とする。
- ・あらゆる国々が食料安全保障を達成できるようにとの観点から、農林水産物の貿易規制をWTO（世界貿易機構）で主張する。
- ・いわゆる「途上国」の小農を支援するため、ODAによる農薬・化学肥料援助（食糧増産援助・2KR）を取り止め、現地に適した伝統・有機農法に基づく支援に切り替える。

不安をまねく市場競争社会から、 安心できる公正な社会と 仕組みにつくりかえます

[9] 未来世代のために、借金に依存しない財政・金融システムをつくります

私たちの未来は、二つの要因で既定されようとしています。一つは、わが国経済が抱え込んだ膨大な債務です。もう一つは、少産多死化による人口減少です。これら二つの要因を組み合わせると、まったく暗い未来しか見えてこないように思えます。

これはできれば考えたくない問題です。それがあるのでしょう、既成の政治勢力はこのことをほとんど無視して政策を展開しています。しかし、このことから目を背けると、事態はますます深刻になって、社会は崩壊に向かって一気に突き進むしかありません。

日本の政府が積み上げた人類史上他に類例を見ないほどの巨大な借金は、1

400兆円に及ぶ個人金融資産という私たちの「貯蓄」があつてはじめて可能となったものです。ところが、その肝心要の「貯蓄」が縮減し始めてしまったのです。リストラによる賃下げや失職、高齢などでそれまでの「所得」を失った階層は、生活を維持するために「貯蓄」を取り崩しかなくなっているのです。小泉政権の進める構造改革の「痛み」がここに集約的に現れています。にもかかわらず、財政上の資金繰りは国民の「貯蓄」を全面的にアテに行うしかありません。05年度からは戦後生まれが強制退職年齢を迎え、いわゆる団塊の世代がこれに雪崩を打って続くこととなります。貯蓄取り崩しはこれから本格化するわけで、「貯蓄」と莫大な公的な資金需要とのミスマッチは広がることはあつても狭まる可能性はまったくありません。それが臨界に達するとわが国の財政と金融は破滅的同時破綻に遭遇することになるでしょう。

しかし、近未来においてそのような事態に立ち至ったとしても、これまでのやり方とは違う、別の、もう一つの方策が用意されていたならば、国民の動揺は最小限に抑えられ社会的混乱も短期に収束されるのではないのでしょうか。

そもそも、私たちが金銭的「貯蓄」を欲するのは、蓄えた金銭によって将来を計画し、生活の安定を図ろうという動機からです。もしそのようなことが社会保障など社会システムや良質な人間関係に支えられて実現されるとしたら、私たちは必要以上の貯蓄を持つことを止めるでしょう。そう考えると、今までの政府のやり方がよほどおかしいことに気づくはずです。

最低限の社会保障しか用意せず、混沌とした未来しか示さない。それで個人をして自己防衛のための貯蓄に走らせる。その貯蓄を「運用」と称して片っ端から借り出して放蕩三昧に使ってしまう。その結果、借金が嵩み返しきれなくなる。そこでまた、ただでさえ低い社会保障水準を値切るとともに、またまた借金を重ねて表面上返した振りをする。仕舞いは借金は到底返せない水準にあつと言う間に達する。為政者たちがこうだから、貸金業規制はいきおい甘くなる。金利規制は、尻抜けで野放図な融資を蔓延させられ多重債務者という悲劇を作り出す。

財政も金融もひとつのシステムに他なりません。そのあり方は、私たちが考え方、発想を転換することで変えることは可能です。「未来」の人たちに払いきれない債務を託すならば、私たちは将来その人たちに面倒を見てもらうことを放棄すべきです。人口減少社会に適応した財政・金融システムのあり方を示し、既存債務に清算の道筋をつけることが「現在」を生きる私たちの責務であると考えます。

【政策】

1. 人も会社も借金に殺されない社会を実現しよう

- ・借金による借金返済という「自転車操業」を禁止するために、これを原則的に許さない規程を財政法、地方財政法に設け財政規律を回復させる。
- ・「過剰貸付防止法」を制定して借金返済のための借入れと知るときまたは客観的に知り得るときに借入れを受諾した場合はその「金銭消費貸借」は無効とする。
- ・「出資法」の上限金利を「利息制限法」の制限金利まで引き下げ、あわせて制限金利を市場平均貸出金利の2倍以内とする。
- ・「財政・金融政策調査委員会」を設置し、戦後はじめて国債が発行された1965年以降の財政・金融政策を徹底的に洗い出し、政策エラーとそれを肯定した理論的背景を検証する。その過程において経済事犯に該当する事例があった場合は厳しく摘発する。
- ・法定通貨以外での取引決済方法（現物交換・地域通貨による決済等）を公序良俗に反しない限り公認し、逆に、公の権力、権威および経済的優位性などを利用してこれに介入することを厳に慎む。

2. 債務の自動膨張をくい止め、公正な負担を実現して、財政を再建しよう

- ・国債、地方債、借入金の利払いを一時停止し既存債務を確定させ、その返済方針を樹立するとともに、方針の立たない債務については日銀に移管する。この手続きには情報公開を徹底させる。（※この政策については、一部保留する意見がありました。）
- ・租税体系をバブル発生以前に戻し「応能負担」原則を回復した上で、所得税・法人税を社会保障政策として導入する「基礎所得」保障の財源として確保する。
- ・給与所得については、申告納税、年末調整の選択方式を導入する。
- ・消費税については、食料品等日用品はゼロ税率とするなど複数税率を採用するとともに、所得に応じて負担した消費税相当額の控除もしくは還付を受ける「戻し税」方式を創設する。

- ・環境に負荷がかかる商品・物品に対して課税する環境税と、同じく地域外から流入する環境負荷商品・物品に自治体単独で課税する地方環境税の導入を図る。
- ・ゼロ利子国債を発行し、公務員の退職金について2000万円を超える部分をこれで支払う。また、その所有者には相続税・贈与税の軽減を認めて購入の動機付けを図る。(※この政策については、一部保留する意見がありました。)
- ・形骸化した地方交付税制度を零細自治体に不利にならぬよう抜本改革し、補助金財源を交付税原資に一定程度組み込み、そのうえで、残りを一括補助金(もしくは税源委譲)として交付する。
- ・支出の優先順位を明確に付け、公共事業費・防衛費を中心に、社会保障費・教育費以外の支出を大幅に削減する。
- ・特別会計については、「事業会計」は全廃し、「管理会計」に関しては原則廃止の方向で見直し、存続させる場合にはその理由を明確に説明するとともに会計処理の透明性を徹底的に確保する。特別会計での公債発行と借入れは禁止する。
- ・特殊法人及び独立行政法人については、その関連団体・企業も含めてゼロ・ベース(その存在がないとしたらという前提)で再評価を行い、徹底した情報公開のもと、設置目的が達成されて廃止すべきもの、経営体としてやっていけるもの、公の組織として残すべきもの、というカテゴリーに分けて廃止・整理・改編を促進する。
- ・郵政事業公社については、郵便事業と金融事業を分割し、後者は地方貯金局単位に再編、公的金融とNPO融資など社会責任投資に徹しさせる。

3. 外国への貸し手責任を引き受けよう

- ・現状では米政府の財政赤字を日本の財政赤字で肩代わりしているにすぎず(円高介入資金は外国為替短期証券→円→ドル→米国債となる)、米国債の利払いも結局、日本から追い貸しで賄われている。今後一切、政府による米国債の購入を行わない代わりに政府保有の米国債の利払いも受けないことを米国に向かって宣言する。

- ・過去の為替介入で積み上げた外貨準備を使って途上国の経済支援を行う。具体的には外貨準備の大部分を占める「米国債」を相手国発行の無利子国債と無償で交換する。
- ・途上国への円借款については利払い猶予要件を緩和するとともに、途上国債務問題を解決するための国際仲裁機関の設立を日本政府として後押しし、徹底的な情報公開と洗い直しののち、途上国の貧困対策（具体的には国連ミレニアムゴール達成）を阻害する額の債務は返済減免も含めて検討する。
- ・資本の国際短期移動を抑制するため、投機的金融取引には結果的に重課となるいわゆるトービン税導入を各国政府に働きかけ、IMF（国際通貨基金）を通貨安定の「見張り番」という本来業務に復帰するよう第2位の出資国としての主導性を発揮する。

[10] ゆっくり楽しく「働く自由」を保障し、 安心して暮らせる社会につくり変えます

私たちの老後はいったいどうなるのか？いま、大きな不安を抱いているのではないのでしょうか。負担増と給付減がセットとなった年金保険制度改定案が審議される中、閣僚、国会議員、野党党首、そしてついには総理大臣にまで「未納」期間があることが発覚、国民の年金制度への信頼は大きく揺らいでいます。

しかし、危機に直面しているのは年金だけではありません。昨年、すべてに3割自己負担が導入された健康保険も年金と本質的に同じもろさを抱えていますし、それに依存する老人保健制度も健康保険が破綻してしまえば運命を共にするしかありません。見切り発車的にスタートした介護保険も心配されていたとおり財源不足となり自己負担分の引き上げと加入年齢を20歳に引き下げることが検討されています。失業率が高まる一方なのに雇用保険の失業給付は低水準のまま据え置かれたままです。

そのかわら、年金資金を「運用」してきた年金運用基金はそれに失敗、約6兆円に及ぶ累積損失を抱えるいっぽう、やはり資金運用の一環として全国に造った保養施設を運営しきれなくなってバナナの叩き売りよろしく売却しようとしています、それでも満足に買い手がつかない始末。全く同様なことが雇用保険で造った施設でも行われています。

つまり、わが国の社会保障制度はすべての分野で構造的危機に直面している

のです。

しかしこの危機は起こるべくして起こっている、人災です。少子高齢化が急スピードで進行しているのに手を拱いて抜本的制度改革を怠ったばかりか、制度疲労が著しい旧態依然のシステムを野放図に運用するにまかせた。これが第一。

さらに制度設計の前提を「定期一括採用」「企業内職能訓練」「年功型賃金」「退職金」という日本型雇用システムに置いているにもかかわらずこれを自ら突き崩した。90年代を通して産業界の意向を入れて労働保護規制を次から次へと「緩和」する「雇用流動化」政策を促進したのです。「雇用流動化」と言えば多少聞こえは良いかも知れないけれど、要するに「使い捨て」「低賃金」「有期」雇用への道筋を付けるものにすぎません。

この政策で一番「割を食った」のが若い人々。10代後半から20代前半の完全失業率は10%を大きく上回り、この年代の有職者のうち正規従業員として雇用されているのは6割に満たない状況となっています。高校・大学の新卒者の多くが就労のスタートラインにさえ立てず、満足な職業訓練も受けられずうち捨てられている姿が浮かび上がってきます。これでどうして未来に希望が持てるというのでしょうか。

必要な人に必要なときに必要なだけ給付を届け、真に働きやすい勤労環境を確保するにはどうすればいいのでしょうか。少なくとも日本型雇用システムへの回帰を指向すべきでないと思われます。基礎年金の第3号被保険者や健康保険の世帯主義が端的に示すようにそもそもこのシステムを前提とした社会保障制度は自立した「個」の存在などまったく予定していないからです。それに既に企業は脱「日本型」で雇用環境を整えてしまっている。かたや横の連絡なしにばらばらに乱立している現行制度をそのまま保たせることは不可能です。制度間の矛盾を解消しながら個別に対症療法的に手直ししている時間的余裕もありません。勤労者を護る規制はあらかじめ取り払われてしまっています。

八方塞がりの現状を打開するには、年金、医療、障害、介護、雇用そして生活保護といった社会保障の全分野をカバーする横断的社会保障制度をまず創設する。それとの整合性に配慮して現行制度から速やかな移行を図る。と同時に現状の雇用形態に合わせて労働保護規制を再構築する。私たちはこれ以外に現実的で実践的な方法はないと考えます。

【政策】

1. 誰でも参加でき、給付を受けられる社会保障システムをつくろう

・独立調査委員会を設置し、これまでの社会保障行政、年金運用などの問題点

を徹底調査し、責任の所在を徹底究明する。

- ・年齢に関わりなく所得を失った段階で受給権が発生する基礎所得保障制度を確立する。
- ・これに現行の年金制度及び生活保護・失業保険・育児休業給付金などを廃止して統合する。
- ・給付にあたっては有期給付や無利子貸与などを適切に組み合わせ、就労能力のある受給者が怠惰に流れないよう制度運用には慎重を期す。
- ・被用者年金（厚生年金、共済年金）の報酬比例部分は現行の給付水準を維持することを保障するが、その受給には通常の所得課税を行う。
- ・年金「運用」は凍結する。
- ・制度発足までの間は、最低年金額、生活保護費、課税上の人的控除、最低賃金それぞれ相互の整合を図り、誰もが最低生活費を確保できるようにする。
- ・医療保険と介護保険は一本化し、給付は現物給付とする。
- ・介護の基本は「在宅」にしぼり、「大型施設」は廃止の方向とする。
- ・介護「事業所」は原則として非営利団体とし、介護者・介助者の資格をゆるやかにして、ボランティア（有償）の参加を保障できる制度にする。

2. 誰もが安心して働ける職場ルールをつくろう

- ・同じ仕事内容ならば、勤務形態に関わらず、同じ給与と待遇にすること（同一価値労働同一賃金の原則）及び短時間正社員制度を法制化する。
- ・最低賃金を生活保護基準（時給換算）を下回らない水準に引き上げる一方、労働時間を短縮（政府目標の年間1800時間を法律に明記）し、時間外労働に1日、週間、月間および年間の最長規制を設け、ワークシェアリングを促進して雇用を確保する。
- ・男女を問わず、原則として深夜労働（22時～5時）を禁止する。

- ・ 不当解雇や賃金未払い、労働条件の一方的な切り下げ、サービス残業、職場でのいじめなど就労を困難にする状況を勤労者が告発できる体制づくりをNPO、労働団体、弁護士会などと提携して進めるとともに、労働基準監督署の機能を強化し職場での法律違反に厳格に対処できるようにする。
- ・ 職業紹介についてNPO・労働組合の参入を支援する一方、営利企業による職業紹介・派遣事業の規制を強化する。

3. 働く場を自分たちで創造できるようにしよう

- ・ 働く人が協同で出資、経営、労働する協同組合を設置できるよう新法を制定する。
- ・ 無資本の個人でも事業を始められるよう、少額・無利子の融資を行う制度を創設する。
- ・ 給与所得者でも食べ物を自給できるよう、兼業農家化の支援をする。
- ・ 社会人の職業訓練の場として、工業高校・商業高校・農業高校を活用する。

暴力と報復の連鎖をとめる、 対話と協調で 平和をつくります

[11] 戦争のグローバル化に対し、 世界の市民の力と連帯して グローバルな平和を目指す

今、世界の各地で紛争や衝突が頻繁に起こっています。その中で、「超大国」アメリカは、自分の利害で戦争や武力行使を行なっています。2003年から始まったイラクへの強引な戦争と占領でも、すでに1万人もの住民が死亡し、700人以上の占領軍兵士の命も失われるなど、深刻な事態を迎えています。

日本は、米軍に基地や経費を提供し、多くの国民の犠牲や負担の上で米軍の活動を支え、また軍備の拡張も進めています。特に小泉政権は、ブッシュ政権に追従し、憲法違反の疑いのある「イラク特措法」に照らしても問題のある自衛隊派遣を強行し、結果的に、外交官の殺害や邦人の人質事件の発生という事件まで起きています。

しかし私たちは、悲惨な戦争とアジア太平洋の膨大な人々の犠牲の上によりやく手にした憲法9条の「非暴力」の理念を今も手にしていることを忘れてはなりません。日本は、戦後歩んできた自衛隊の増強や海外派遣の流れの一方で、憲法9条のもとで、海外で直接の本格的戦闘行為には参加せず、多くの自衛隊員や国民の生命がかろうじて守られてきました。日本国内外の現実の情勢に見合うかどうか議論の余地はありますが、この憲法9条の理念—国際紛争を暴力ではない方法で解決しようとする崇高な理念—の実現に、私たちはより大きなエネルギーを向け、この国の力を発揮すべきであると考えます。

また、紛争やテロの背景に、果てしない富や利益を求めるグローバル経済活動と、その結果としての貧困や抑圧の問題があることを理解すべきです。憲法を改正しようという最近の論議や米国の戦争への追従、有事関連法制の整備なども、グローバル化した市場経済に直結する日本の権益を守るための政策でもあると言えます。私たちは、真の平和を創り出すためにも、「富」の公正な分配、抑圧や貧困の根本的解決を目指し、さらに世界の「緑の政治」に集う市民と連帯して、大量生産・大量消費の産業社会を循環型産業社会へと根本的に転換し、地域経済の自立を確立することも目標としていかなければなりません。

さらに、これら構造的な課題への解決を目指しながら、現実の戦争や紛争を予防・解決するための国際的・国内的な枠組み・制度や法律・政策づくりも必要です。また、これらの制度や政策において、平和を創り出す主体としての市民や自治体の役割もあらためて重視する必要があります。

最後に、形に表れた「戦闘」や「暴力」ばかりでなく、文化的・精神的な抑圧や差別を解消し、他の民族・人種や文化・宗教、自分以外の性やジェンダーなどへの理解・尊重といった課題が、きわめて重要であることを明確に認識しなければなりません。紛争時の暴力が、差別・抑圧されている社会的弱者に集中するという事実は、私たちにこの問題を特に強調させる根拠でもあります。

戦争や平和、安全保障の問題は、これらさまざまな観点と課題から考え、解決していかなければなりません。

【政策】

1. 緊急宣言—イラクからの自衛隊撤兵と非軍事支援

- ・イラク特措法の規定でも不可能になった自衛隊派遣をやめ、ただちに撤兵させる。
- ・イラクに対しては米国の政策と一線を画し、国際社会・組織と連携し、医療・食料援助、現地で活動するNGOなどへの支援をおこなう。

2. 憲法9条の理念に基づいた日本のイニシアチブを活かし、紛争や暴力の背景要因を解決することに力を注ぎ、紛争の予防のための枠組み作りを目指す。

1) 紛争の背景要因の解決

- ・WTO、IMF、世界銀行及び「地域間・二国間投資協定」等に関し、環境や人権への配慮、公正性・透明性の確保と民主化の実現に向けてイニシアチブを発揮する。実現されない場合はこれらの廃止を求めることも検討する。
- ・投機的マネーや多国籍企業の無原則な活動を規制する枠組みや法整備に努める。
- ・国連および国連安保理などの諸機関の民主化を求め、紛争管理と平和維持のための国際的組織としての役割と働きを強化する。

2) 紛争予防・解決のための枠組み作り

- ・「国際刑事裁判所」（戦争犯罪や人道に対する罪を裁く）や「アジア人権裁判所」（個人が企業や国家を提訴できる）など、国際的な司法機関の設置の実現に向けイニシアチブを発揮する。
- ・国際間の武器売買の削減に努力し、国際的な貿易に関する協定や国際機関によってもその売買を規制する。
- ・紛争の解決のために国家もしくは国際機関等の武力行使や介入に対しては、公正で合理的な理由と条件を明確化することを求め、介入の前後を通じたNGOも含めた公正な機関による検証や補償に関する制度の整備を求める。

3) これらに対応する国内政策・組織を整備する。

- ・平和外交会議を内閣に置き、日本の外交、国際協力、防衛、通商政策を決定する。

- ・平和外交会議の中心となる国際平和担当大臣と事務局役の国際平和庁を創設する。国際平和庁は、平和外交会議、国際協力、ODA、難民などを担当する。
- ・紛争地や難民への医療や生活インフラなどの民生支援を充実させ、また、人道支援活動を展開するNGOへの積極的な支援やそのための法整備をおこなう。

3. 戦争の無い社会を目指し、自衛隊や在日米軍の縮小とアジア・世界の軍縮へ向けた取り組みを積極的に行なう

1) 自衛隊と在日米軍の縮小と防衛費の削減を実現する

- ・自衛隊の活動範囲は国境内であることをあらためて明確化させ、集団的自衛権は行使しない。
- ・自衛隊の海外派兵の拡大を目的とする9条改憲はおこなわない。
- ・米国に対し、在日海兵隊（約2万5千人）の米本土撤退を求め、在日米軍を半減させ、在日海兵隊基地（在沖縄米軍基地の75%及び岩国基地）すべてを閉鎖する。地位協定に明記されていない在日米軍駐留経費（いわゆる思いやり予算・約2500億円）を全廃する。
- ・自衛隊の定員の半数削減に向けて努力する。新規大型兵器の導入を取り止め、上記在日米軍経費削減などと併せ、防衛費を2兆円削減する。
- ・米軍・自衛隊による基地経済からの脱却と自立をめざす自治体支援のための法整備を進める。

2) 東アジア軍縮会議など、軍縮の旗振り役を

- ・戦後問題に関する解決に努力（別項参照）し、アジア諸国の信頼を回復する。
- ・上記の信頼回復と自衛隊の縮小を決定後、東アジア諸国に軍縮会議を呼びかけ、各国に軍縮の実行を迫る。
- ・軍縮会議の合意を受け、さらに自衛隊・在日米軍を縮小する。
- ・NPT再検討準備会議でNGOから提案されている「東北アジア非核地帯構想」を支持し、その実現を関係各国に働きかける。

4. 戦争と暴力から市民を守るための制度や枠組みづくりを強化し、さらに平和を創り出す主体としての市民や地方自治体の役割を重視する。

- ・ 批准方針が明らかにされている「ジュネーブ協定追加第一議定書」に関連する国内法整備の中に、「無防備地域宣言」に関する条項を盛り込み、その宣言の主体が自治体などにあることも明記する。
- ・ 米軍利用施設周辺環境と住民の生命・財産・人権を守る観点から日米地位協定の見直し・改定を進める。
- ・ 有事関連法制や国民保護法制について、市民の命や安全を確保する観点から、全国の基礎自治体と協議しながら全面的な見直しを行なう。

5. 「平和」「非暴力」を実現するための文化的アプローチの強化

- ・ 在日外国人に対する理解や人権の尊重を図り、政治参加を拡大させ、多文化・共生社会をめざす。
- ・ 民族・人種や性およびジェンダーなどによる法的・文化的差別を撤廃するよう努める。
- ・ 教育機関における「非暴力」の理念と実践に関する教育プログラムの実現に努める。
- ・ 歴史教育に対する「自由主義史観」的な立場からの介入に反対する。
- ・ 周辺諸国との歴史認識協議や共同歴史教科書の策定等を検討する。
- ・ 戦後賠償や個人補償問題、「軍隊性奴隷」（いわゆる「従軍『慰安婦』」）、強制労働問題、毒ガス遺棄などの戦後問題などについて、真摯に調査し、積極的な解決を目指す。また、これらの問題について国民の理解を拡大・深化させる。